

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約

1. 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、下記の各項目の暴力団等反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
 - ③ その役員のうち暴力団員に該当する者を含む法人
 - ④ 上記項目に該当する暴力団等反社会的勢力と密接な関係もしくは取引のある法人、その他団体
 - ⑤ 取引先、下請け又は再委託先業者が上記項目に該当する法人、その他団体

2. 私〔当社〕は、自ら又は第三者を利用して下記の各項のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
 - ① 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動を行い、当施設の管理運営上支障をきたす行為
 - ② 当施設又は当施設の従業員に対し、暴力的な要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求する行為
 - ③ 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わない行為
 - ④ 上記に加え、当施設の利用が暴力団等反社会勢力の組織の維持・拡大に利用する行為

3. 私〔当社〕は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当施設利用の承認取り消し、当施設の利用の中止、撮影をした映像の差し止めをされても一切異議を申し立てず、また、施設利用料金の返還、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私〔当社〕の責任とすることを、当施設利用申請書に表明、確約いたします。

以 上

横浜港大さん橋国際客船ターミナル暴力団等反社会的勢力の排除に関する規定

本規定は、横浜港大さん橋国際客船ターミナルに関わる全ての施設（以下「当施設」という。）が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するために、断固として暴力団等反社会的勢力との関係を遮断及び排除することを目的とし、適正な当施設の運営管理を確保できるよう、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）を尊重し、反社会的勢力との対応にあたり必要な事項を記載したものです。

第1条 当施設は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、当施設利用の承認に応じません。

承認後でも利用者が次のいずれかに該当する事が判明した場合は、当施設利用の承認の取り消し、当施設の利用を直ちに中止、撮影した映像の差し止めをします。

なお、承認の取り消し及び利用中止により利用者に損害が生じたとしても、一切賠償はいたしません。

1. 当施設利用者の中に、下記の項目に該当するものがあると認められる場合

- ①. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力
- ②. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
- ③. その役員のうち暴力団員に該当する者を含む法人
- ④. 上記項目に該当する暴力団等反社会的勢力と密接な関係もしくは取引のある法人、その他団体
- ⑤. 取引先、下請け又は再委託先業者が上記項目に該当する法人、その他団体

2. 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れ及び言動を行い、当施設の管理運営上支障があると認められる場合

3. 当施設又は当施設の従業員に対し、暴力的な要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

4. 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わない場合

5. 上記に加え、当施設の利用が暴力団等反社会勢力の組織の維持、拡大に利用されると認められる場合

第2条 当施設は、第1条の事由により当施設利用の承認の取り消し、利用中止、映像の差し止めをした場合は、利用者より受領した施設利用料金等を一切返還いたしません。

第3条 当施設利用者は、第1条第1項に該当していない事を当施設利用申請書に表明・確約しなければなりません。

なお、表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当施設利用の承認を取り消し、当施設の利用を直ちに中止していただきます。なお、承認の取り消し及び利用中止により損害が生じたとしても、当施設は一切賠償いたしません。

以 上